

自治会等の法人化の手引書

～認可地縁団体制度について～

令和7年7月

川西市 市長公室 参画協働課

目次

1	認可地縁団体制度の概要.....	- 1 -
2	法人化の申請手続き	- 2 -
3	法人化のための規約づくり	- 4 -
4	法人化のための名簿づくり	- 5 -
5	法人化後の団体の運営.....	- 6 -
6	不動産に係る登記の特例.....	- 10 -
7	認可地縁団体同士の合併.....	- 11 -
8	その他.....	- 12 -
(参考資料)		
様式 1	認可申請書.....	- 13 -
様式 2	地縁団体台帳.....	- 14 -
様式 3	証明書交付申請書.....	- 18 -
様式 4	規約変更認可申請書.....	- 19 -
様式 5	告示事項変更届出書.....	- 20 -
様式 6	所有不動産の登記移転等に係る公告申請書.....	- 21 -
様式 7	申請不動産の登記移転等に係る異議申出書.....	- 22 -
様式 8	(合併) 認可申請書.....	- 23 -
様式 9	合併に係る債権者保護終了届出書.....	- 24 -
別紙 1	規約作成例.....	- 25 -
別紙 2	総会議事録 (記載例)	- 31 -
別紙 3	地縁による団体の代表者の承諾書 (記載例)	- 32 -
別紙 4	代表者の職務執行の停止等の有無について (記載例)	- 33 -

1 認可地縁団体制度の概要

1.1 制度の概要と目的

地域社会を維持・形成するために活動する自治会等は、地方自治法上「地縁による団体」とよばれ、市長の認可を受けることで、法人格を持ち、法律上の権利義務の主体となることができるようになります。

地域的な共同活動は、地縁による団体が任意団体として行うことも可能ですが、市長の認可を受け、法人格を得る目的としては、以下のもの等が挙げられます。

- (1) 不動産又は不動産に関する権利等の保有
- (2) 継続した活動基盤の確立
- (3) 法人が契約主体となることによる事業活動の充実化
- (4) 法律上の責任の所在の明確化
- (5) 個人財産と法人財産との混同防止
- (6) 対外的な信用の獲得

これらの目的は、いずれも地縁による団体が地域的な共同活動を円滑に行い、その役割を安定的・継続的に果たすことにつながるものであり、このために、地縁による団体が市長の認可を受け、法人格を持つことができる制度を設けています。

1.2 取得要件

法人格を取得するためには、市長の認可が必要となり、以下の4つの要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 目的

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

- (ア) 認可を受けようとする団体がスポーツや芸術、社会福祉等の特定の活動を目的とするものではなく、広く地域的な共同活動を行うことを目的としなければなりません。
- (イ) 「現にその活動を行っていることと認められる」とは数年にわたり自治会の活動実績を示す書類等により確認します。

(2) 区域

その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

- (ア) 区域が不明確であると構成員の範囲も不明確となり、トラブルの原因となる恐れがあります。団体内だけでなく、市内のその他の住民にとって容易にその区域が認識できる必要があります。
- (イ) 「相当の期間」とは一般的には認可申請を行う団体がその区域において安定的に存在していると認められる期間をいいますが、2年以上を目安としています。

(3) 構成員

その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

- (ア) 「すべての個人」とは、年齢・性別・国籍を問わず区域に住所を有する個人であり、区域に住所を有すること以外には条件を付けられません。
- (イ) 構成員は、個人に限られるので、法人・組合等の団体や世帯とすることも認められません。ただし、法人・組合等の団体は、自治会の意思決定に参加のできない（表決権を有しない）賛助会員等とすることは認められます。
- (ウ) 地縁による団体を構成員とする地縁による団体の連合体は、この要件を満たすものとはいえません。ただし、地縁による団体の連合体と称していても、個人が構成員で、その構成員全員によって総会が構成されるものであれば、要件を満たします。
- (エ) 「その相当数の者が現に構成員となっていること」とありますが、その「相当数」とは、一般的にはその区域の全住民の過半数が目安といわれています。ただし、地域によって加入率が異なることから総合的な判断を行います。

(4) 規約

次の事項を定めた規約を有すること。（詳細は3 法人化のための規約づくりを参照）

- 目的
- 名称
- 区域
- 主たる事務所の所在地
- 構成員の資格に関する事項
- 代表者に関する事項
- 会議に関する事項
- 資産に関する事項

2 法人化の申請手続き

法人化の認可申請は、地縁による団体が規約に基づき招集された総会で、「認可を申請する旨の意思決定」と「認可申請に必要な事項の議決」を行ったうえで行う必要があります。

2.1 申請から認可までの流れ

(1) 団体内部の話し合い

認可の申請は、あくまでその団体の自主的な判断で行います。そのために、認可申請を行うかどうかについて、団体内部でご検討ください。

(2) 事前相談

認可申請を行うことが団体内部で前向きに固まりましたら、参画協働課にご相談ください。手続きや必要書類についてご案内します。

(3) 総会の開催

法人化の意思決定、規約の承認、代表者の選任など認可申請に必要な書類に関する事項を決定します。

(4) 申請書類の作成・準備

「2.2 申請書類」記載の申請書類を準備します。

(5) 申請

参画協働課に認可申請書と添付書類を団体の代表者から提出します。郵送でご送付いただくことも可能です。

(6) 審査

申請書類の内容や要件への適合性を審査します。

(7) 認可・告示

市長は、認可の申請を行った団体が、認可要件に該当していると認められるときは認可し、告示します。告示内容は以下に示すとおりです。

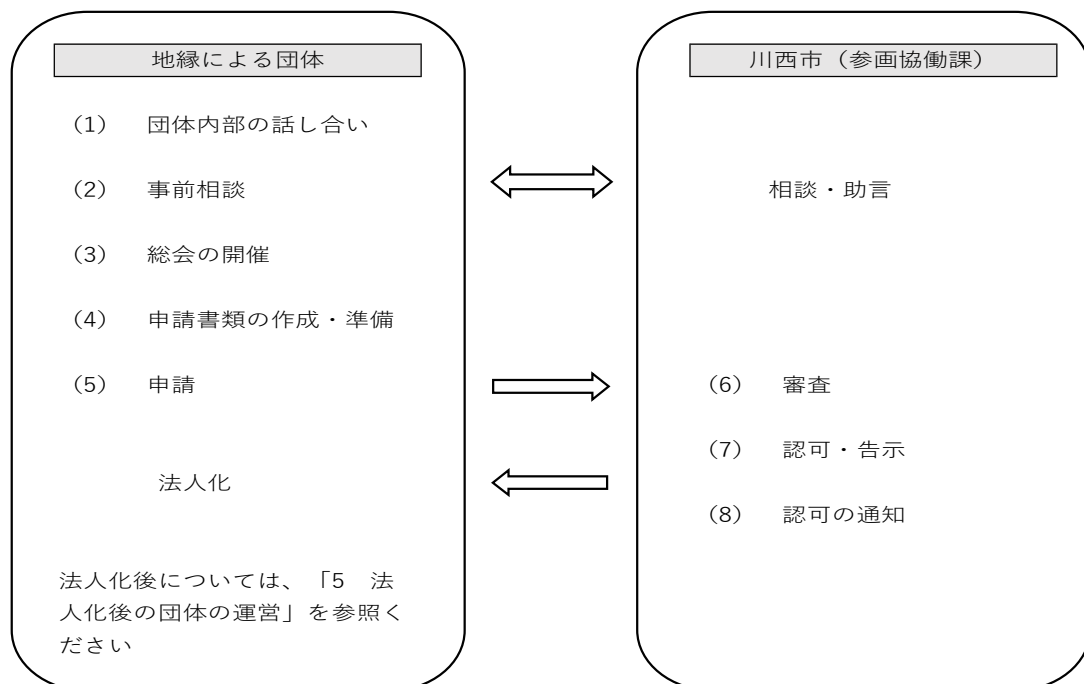
- (ア) 名称
- (イ) 規約に定める目的
- (ウ) 区域
- (エ) 事務所
- (オ) 代表者の氏名及び住所
- (カ) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- (キ) 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- (ク) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (ケ) 認可年月日

※1 この告示は、法人登記に代わるもので公開可能情報となるものです。

※2 認可を受けた地縁による団体（以下、「認可地縁団体」といいます）は、この告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び告示された事項をもって第三者に対抗することができません。（不動産登記等ができないことを意味します）

(8) 認可の通知

市長は、認可を行い、告示と台帳の作成をしたときは、その旨文書で通知します。なお、認可できないときも、その旨を通知します。



2.2 申請書類

以下の書類が必要となります。

(1) 認可申請書

様式1のとおり。

事務所の所在地は、住居表示又は地番及び家屋番号で表示してください。

設立年月日は、不明であればおおよそでもかまいません。

(2) 規約

「3 法人化のための規約づくり」に記載の8つの項目が含まれる規約

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写し（規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合はその署名・押印がある議事録の写しが必要）

(4) 構成員の名簿

「4 法人化のための名簿づくり」に記載の名簿

(5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

事業報告書、決算書、活動状況を示す写真など

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書

(7) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）を記載した書類

「裁判所による職務執行の停止」や「裁判所による職務代行者の選任」の有無を示す書類です。

(8) 区域を示した図面

住宅地図などに区域を赤色で囲んでください。

申請から認可までの期間は、申請内容や状況によって異なりますが、1週間から3か月程度かかる場合があります。

3 法人化のための規約づくり

法人格を取得するに当たっては、前述したとおり最低限次に掲げる8つの事項が定められた規約の整備が必要です。これらの8つの事項が入っていれば、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。なお、代表者、監事、総会等について地方自治法に規定されていますので、ご参照ください。

3.1 規約に定めるべき主な事項とポイント

(1) 目的

地域的な共同活動の内容を具体的に記載します。特定の活動のみを目的とするような記載は認められず、広く地域的な共同活動を行うものであることが必要で、団体の権利能力の範囲を明確にするため、具体的に定めることが望ましいものです。

(2) 名称

名称については特に制限はなく、団体が従来から使用している名称を用いることが一般的です。ただし、既存の法人（財団法人、社会福祉法人、商工会等）と誤認されるような名称は使用しないでください。

(3) 区域

住民にとって客観的に明らかなものとして定める必要があるので、「〇〇町〇〇丁目全域」や「〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号から〇〇番〇〇号まで」という表示が考えられます。

(4) 主たる事務所の所在地

集会所や代表者の自宅など、団体の活動拠点となる場所を記載します。この所在地が当該地縁による団体の住所となります。

(5) 構成員の資格に関する事項

区域内に住所を有するすべての個人が加入できること及び正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めておかねばなりません。また、加入及び脱退に係る手続きを定めておくことが望ましいです。

(6) 代表者に関する事項

法人格を取得するには必ず一人の代表者をおこなねばなりません。少なくとも代表者の選任方法、任期、職務などを定めるようにしてください。

(7) 会議に関する事項

少なくとも通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法及び議決事項を定める必要があります。なお、通常総会及び臨時総会の招集、議決権についても、地方自治法に規定されていますので、これらの規定を参照してください。その他に役員会などの会議の事項を定めておくことも望ましいものです。

(8) 資産に関する事項

少なくとも資産（負債は除く）の構成並びに取得、管理及び処分の方法を定める必要があります。

3.2 規約作成の注意点

認可地縁団体が規約を変更する場合は、市の審査及び変更の申請が必要になります（変更の手続きは後述）。そのため、会費等の頻繁に変更が予測されるようなものについては、規約とは別に「細則」の中で定めることをお勧めします。

4 法人化のための名簿づくり

法人化の申請には、構成員名簿の提出が必要です。名簿には、以下の事項を記載する必要があります。

- 構成員の氏名
 - 構成員の住所
 - 構成員総数
- ※電話番号等は不要です。

名簿作成・管理上の注意点

世帯単位ではなく、個人単位で作成する必要があります。構成員であれば、子どもの名前も記載する必要があります。

この構成員名簿によって、法人認可の要件の一つである「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」を判断することとなります。

個人情報保護の観点から、名簿の取り扱いには十分注意し、適正に管理する必要があります。利用目的を明確にし、目的外利用は行わないようにしましょう。

常に最新の状態に保たなければならないので、定期的な更新を行う必要があります。

5 法人化後の団体の運営

認可地縁団体となったことで運営が大きく変わることはありませんが、地方自治法や規約に基づいて適切に団体を運営していく必要があります。

5.1 総会の開催、議決権について

(1) 総会の開催

地方自治法第 260 条の 13 の規定により少なくとも毎年 1 回開催する必要があります。

総会の招集は、地方自治法及び規約に定める方法（例：開催日の 5 日前までに会議の目的を示して通知する）に従って行います。

(2) 議決権

原則として、構成員は各々平等な議決権を持ちます。総会議事の通常事項で、世帯単位で活動し、意思決定を行っていることが実態的にも地域で認められ、合理的であると認められる場合に限り、表決権を世帯単位とする旨の規定を規約に定め、世帯単位で行うことができます。

しかし、規約の変更、財産処分及び解散の議決のような重要事項の決定は、世帯単位で表決権を平等とすることは認められないと解されます。また、代表者や監事の選任も、世帯単位で表決権を平等とすることは適当とは考えられません。

(3) 表決方法

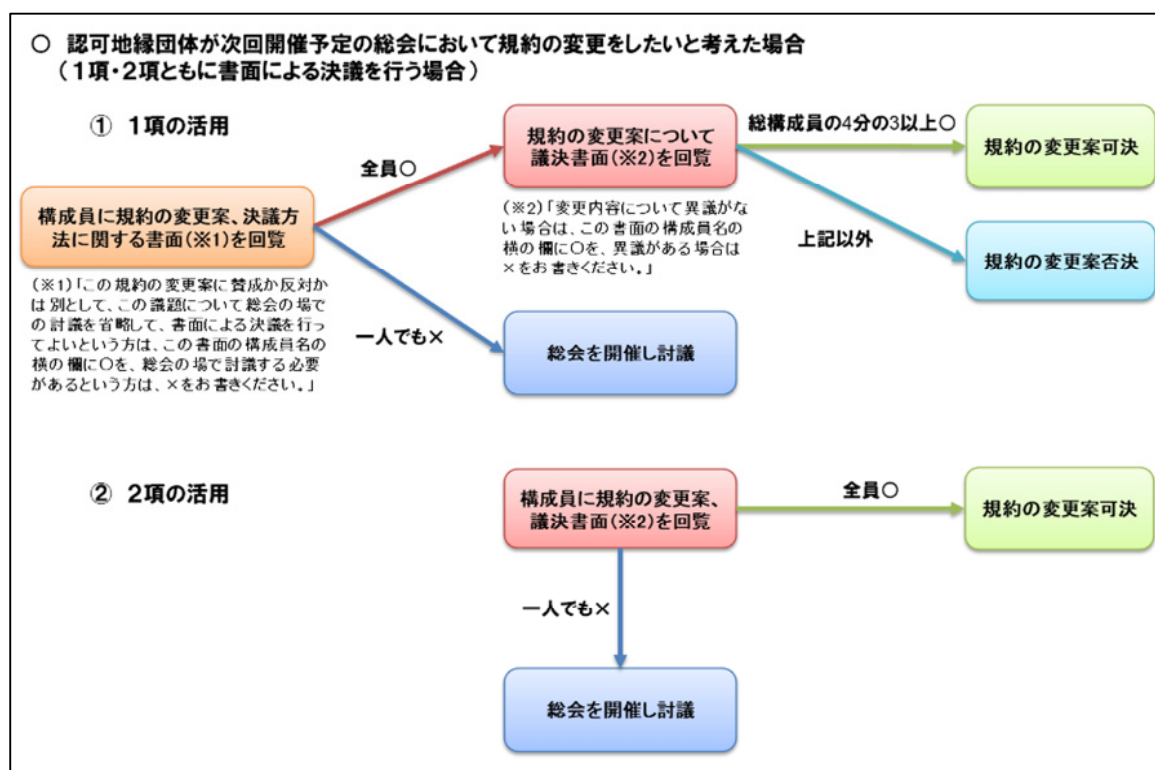
総会での表決方法は、総会に出席して表決すること以外に、出席せずに書面又は代理人によって表決をすることができます。また、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて電磁的方法により表決することもできます。

令和 4 年度の法改正で、認可地縁団体において要件を満たせば総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議をすることができるものとなりました。

総会を開催せずに決議をする場合は以下の方法が想定されます。

方法 1（地方自治法第 260 条の 19 の 2 第 1 項）	方法 2（地方自治法第 260 条の 19 の 2 第 2 項）
①総会を省略するかどうかを書面又はデジタルで問う ②構成員全員が賛成した場合は、総会を省略し、書面又はデジタルで総会の議案を採決（構成員の 3/4 以上の賛成で可決）する ③構成員の一人でも総会の省略に反対した場合は総会を開催する	①総会の議案についてを書面又はデジタルで問う ②構成員全員が賛成した場合は、議案は可決 ③構成員の一人でも議案に反対した場合は、総会を開催し、再度討議する。

以上のことについて、具体例をフロー図等にまとめているのでご参照ください。



(4) 総会議決数

総会の議決の定数について、重要事項である「規約の変更、団体の解散」などの決定事項については、原則、地方自治法第 260 条の 3、第 260 条の 21 の規定により、総構成員の「3/4 以上」の同意があるときに限り、決定できます。ただし、規約に別段の定めとして、「2/3 以上」と規定することにかまいませんが、重要な事項が少数の構成員の意思により決定することのないよう慎重な取扱いが必要です。

なお、上記以外にも解散時の残余財産の処分など認可地縁団体にとって重要な決定である事項は、総構成員の「3/4 以上」の同意を得ることが望ましいと思われます。

※電磁的方法とは、具体的には、電子メールなどによる送信、Web サイト・アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法による表決などが考えられます。

5.2 財産目録、構成員名簿について

(1) 財産目録

地方自治法第 260 条の 4 の規定に基づき、毎年初めの 3 か月以内（ただし、事業年度を設けるものは、事業年度終了後 3 か月以内）に、財産目録を作成し、事務所に備え置く必要があります。

(2) 構成員名簿

地方自治法第 260 条の 4 第 2 項の規定に基づき、構成員名簿を事務所に備え置き、適宜更新をする必要があります。

5.3 告示事項の変更の届出について

認可地縁団体の告示された事項に変更があったときは、市長に届け出をする必要があります。

(1) 手続き

告示事項変更届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写し）を添え、市長に届け出ること

(2) 告示

届出があったときは、その旨並びに告示した事項のうち変更があった事項及びその内容について、市長が告示します。なお、この告示があるまでは、変更があった事項及びその内容について第三者に対抗することができません。

(3) 台帳の修正

前述の告示したときは、台帳の記載事項も変更します。

この告示事項には代表者も含まれますので、代表者の変更があった際は忘れずに届け出るようにしてください。

5.4 規約の変更について

団体の運営状況に合わせて規約を変更する必要がある場合は、規約に別段の定めがあるときを除いて、総構成員の「3/4 以上」の同意で変更できます。

別段の定めとして、「2/3 以上」と規定することもかまいませんが、規約変更という重要な事項が少数の構成員の意思により決定することのないよう慎重な取扱いが必要です。

(1) 手続き

規約変更認可申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びにその規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）を添えて、提出してください。

規約変更が告示事項（「名称」「目的」「区域」「事務所」「解散の事由」）の変更を伴う場合は、合わせて前述の告示事項の変更の届出が必要です。

(2) 認可・告示

市長は申請内容を審査し、認可した場合はその旨を通知します。

規約変更の認可は、地方自治法に定められている認可地縁団体の認可の要件を満たしているか、規約に定めなければならない事項が記載されているか、適正な手続きを経て変更が行われているかを確認するものです。規約で定められているその他の事項について、適否を判断するものではありません。

※規約の変更は、市長の認可を受けてその効力が生じます。

5.5 証明書の発行について

認可地縁団体について告示した事項に関する証明書と認可地縁団体の印鑑登録及び証明書の発行が行えます。

(1) 認可地縁団体台帳の写しによる証明書交付申請

不動産登記等に必要、認可地縁団体の住所証明書及び代表者の資格証明書については、認可時に作成する台帳を原本証明し発行します。

※同証明書は何人も申請が可能です。1通300円（地方自治法第260条の2第12項、地方自治法施行規則第21条第2項）

(2) 印鑑登録申請

(ア) 『認可地縁団体』の印鑑登録申請（川西市認可地縁団体印鑑条例第3条）については、次の手続きにより印鑑の登録及び証明を受けることができます。なお、認可通知後、印鑑登録を受けようとする者（会長）が自ら手続きをしなければなりません。

※代理人による申請のときは、委任の旨を証する書面が必要。

(イ) 申請者（会長）は、印鑑登録申請書に必要事項を記入のうえ、本市において登録されている申請者個人の印鑑を押印するとともに、その個人の印鑑の印鑑登録証明書を添えて提出してください。

(ウ) 上記アの提出日に認可地縁団体印鑑を必ずご持参ください。（登録原票、登録証明書及び登録申請書に押印をしていただく必要があります。（川西市認可地縁団体印鑑条例第8条の3、及び第3条）

(エ) 申請者（会長）は、印鑑登録証明書交付申請書に必要事項を記入のうえ、登録されている認可地縁団体印鑑を押印し、申請者（会長）及び申請同意者（役員）が、本市において登録されている個人の印鑑を押印するとともに、その個人の印鑑登録証明書を添えて提出する必要があります。（印鑑登録を同時にされる場合は、会長の印鑑登録証明書は1通で結構です。）証明書1通300円

お願い

認可地縁団体証明及び印鑑登録証明書の発行については、申請後、内部決裁が必要なことから、2日間の時間をいただきますよう、お願い申し上げます。

5.6 税金について

認可地縁団体は法人格を取得するため、税法上の取り扱いが変わります。

○ 法人税

収益事業を行わない場合は、原則として課税されません。収益事業（例：駐車場経営、不動産賃貸など）を行う場合は、法人税が課税される可能性があります。

○ 法人住民税

均等割は原則として課税。ただし減免となる場合があります。収益事業を行う場合は、法人税割も課税される可能性があります。

○ 固定資産税・都市計画税

集会所など、専らその本来の活動の用に供する不動産については、減免を受けられる場合があります。

○ その他

事業内容によっては、消費税や事業所税などが課税される場合があります。

税金の取り扱いについては、伊丹税務署や市市民税課又は資産税課にお問い合わせください。

5.7 登記について

法人化により、新たに取得した不動産の登記のほか、これまで自治会等が保有しながら個人・共有名義となっていた不動産を自治会等の名義に移転登記することができます。なお、登記申請に際し、団体の住所証明書及び代表者の資格証明書等が必要になる場合がありますが、これは、前述の証明書の発行に記載のとおり、「認可地縁団体台帳の写しによる証明書」とすることとされています。必要に応じて参画協働課へご相談ください。不動産登記についての詳しい手続きについては、法務局へお問い合わせください。

6 不動産に係る登記の特例

認可地縁団体が保有する不動産について、登記名義人の死亡や所在不明などにより、所有権移転登記が困難な場合に、一定の要件を満たせば、認可地縁団体が単独で登記申請を行える特例制度があります（地方自治法第 260 条の 38）。

6.1 認可地縁団体が登記の特例を受けるための要件

以下の 4 つの要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- (4) 当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。

6.2 不動産登記の特例の適用を受けるための公告申請手続き

特例の適用を受けるためには、市長に対して公告を求める申請を行います。

申請書類及び添付資料

以下の書類を提出する必要があります

- (ア) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- (イ) 申請不動産の登記事項証明書（全部証明）
- (ウ) 申請不動産に関し、所有不動産の登記移転等に係る公告申請をすることについて議決した総会の議事録

- (エ) 申請不動産を10年以上占有していることを疎明する資料（固定資産税の納税証明書、公共料金の領収書、写真など）
- (オ) 申請不動産の登記名義人が構成員等であることを疎明する資料（閉鎖登記簿謄本、戸籍謄本、住民票など）
- (カ) 登記関係者の所在が知れないことを疎明する資料（不在住証明書、戸籍の附票など）
- (キ) 申請者が代表者であることを証する書類（認可地縁団体証明書等）

6.3 公告申請後の手続き

(1) 市長による公告

市長は、申請書を受理した後、下記内容について3ヶ月以上の期間公告します。

- (ア) 申請を行った認可地縁団体の名称・区域・主たる事務所
- (イ) 申請不動産に関する事項
- (ウ) 異議を述べることができる者は、登記関係者等（表題部所有者もしくは所有権の登記名義人もしくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者）であること
- (エ) 異議を述べることができる期間及び方法

(2) 異議が述べられなかったとき

当該不動産の所有権保存又は所有権移転の登記をすることについての登記関係者の承諾があったものとみなし、「公告結果（承諾）の情報提供について」により認可地縁団体に通知します。認可地縁団体は、市長からの通知文を登記申請書に添えて、所有権保存登記・所有権移転登記の申請を行います。

(3) 異議が述べられたとき

公告内容に異議がある者は、「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」に下記の必要書類を添えて市長に申し出ることができます。

- (ア) 申出者の氏名住所を確認するための「住民票の写し」又は「戸籍の附票の写し」
- (イ) 表題部所有者又は所有権の登記名義人であるときは「登記事項証明書（全部事項）」
- (ウ) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人であるときは、「登記事項証明書（全部事項）」と「戸籍謄抄本」
- (エ) 所有権を有することを疎明する者は、所有権を有することを疎明するに足りる資料
- (オ) 市長は、異議の申し出があったときは公告申請者（認可地縁団体）に対して「公告結果（異議申し出あり）通知書」によりその旨を通知します。

以後は、認可地縁団体と異議の申出者との間で協議を行っていただくこととなります。

7 認可地縁団体同士の合併

地方自治法が一部改正され、令和5年4月1日から認可地縁団体同士の合併ができるようになりました。

これまでは、合併をしようとする場合には、一旦解散をしたうえで新たな認可地縁団体を設立しなければならなかった手続きが、総会の決議により、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるものとなりました。合併には改めて市長の認可が必要です。まずは参画協働課までご相談ください。

(1) **手続き**

合併について総会での手続きを経る必要があります。規約に別段の定めがあるときを除き、総構成員の「3/4 以上」の同意を得てください。合併する認可地縁団体の要件は、通常の認可地縁団体の要件に準じます。

(2) **必要書類**

以下の書類が必要となります。

- (ア) 認可申請書
- (イ) 合併後の認可地縁団体の規約
- (ウ) 合併について総会で決議したことを証する書類
- (エ) 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- (オ) 合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- (カ) 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- (キ) 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

(3) **その他**

概ね通常の認可地縁団体の手続きに準じます。また、合併の認可後には債権者保護手続きが必要です。合併の異議の催告等を行い、手続き終了後、「合併に係る債権者保護手続終了届出書」を届け出てください。

8 その他

- 認可地縁団体に対して、市長は、一般的監督権限を持ちません。認可の前後で、市と地縁による団体との関係はもちろん、その団体の性格も変わりません。
- 従前、地縁による団体の代表者等の名義で登記していた不動産等について、その団体の名義に移転する場合は、登記原因については、「委任の終了」となります。

課税関係については、代表者等にはもちろん譲渡所得は発生せず、地縁による団体も不動産を収益事業以外の地域社会の維持及び形成の目的のために取得するので譲渡所得は発生しないと考えます。

申請書様式（第十八条関係）

令和 年 月 日

川西市長あて

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の住所及び氏名

住 所

氏 名

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行なっていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

様式 2

		地 縁 団 体 台 帳		(兵庫県川西市)		
枚数	名 称			代表者に関する事項	年 月 日	年 月 日
4			年 月 日認可		原 因	原 因
			年 月 日告示		告 示 年 月 日	告 示 年 月 日
			年 月 日認可		年 月 日	年 月 日
			年 月 日告示		年 月 日告示	年 月 日告示
	主たる事務所				年 月 日	年 月 日
			年 月 日		年 月 日告示	年 月 日告示
			年 月 日告示			
			年 月 日		年 月 日	年 月 日
			年 月 日告示		年 月 日告示	
			年 月 日		年 月 日	年 月 日
			年 月 日告示		年 月 日告示	
	代表者に関する事項	年 月 日	年 月 日		年 月 日告示	年 月 日告示
			原 因		原 因	
			告 示 年 月 日		年 月 日	年 月 日
			年 月 日		年 月 日	年 月 日告示
			年 月 日告示		年 月 日告示	年 月 日告示
			年 月 日		年 月 日	年 月 日
			年 月 日告示		年 月 日告示	
			年 月 日		年 月 日	年 月 日
			年 月 日告示		年 月 日告示	

名称等欄 丁

名称	
規約に定める目的	

目的欄 丁

様式 3

証明書交付申請書様式（第二十一条関係）

令和 年 月 日

川西市長あて

証明書交付請求者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法第260条の2第12項の規定による証明書の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 請求に係る団体の名称 _____

2 主たる事務所の所在地 _____

3 請求の通数 _____ 通

様式 4

申請書様式（第二十二條関係）

令和 年 月 日

川西市長あて

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の住所及び氏名

住 所

氏 名

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類

- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

届出書様式（第二十条関係）

令和 年 月 日

川西市長あて

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の住所及び氏名

住 所

氏 名

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

様式 6

申請書様式（第二十二條の二関係）

年 月 日

川西市長あて

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 保有資産目録又は保有予定資産目録等
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料

令和 年 月 日

川西市長あて

異議を述べる者の氏名及び住所
氏 名
住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 46 第 2 項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
(2) 申請不動産に関する事項
・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

- (3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

(別添書類)

- ☐ 申請不動産の登記事項証明書
☐ 住民票の写し
☐ その他の市町村長が必要と認める書類（)

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

申請書様式（第十八条関係）

令和 年 月 日

川西市長あて

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の住所及び氏名

住 所

氏 名

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の住所及び氏名

住 所

氏 名

認 可 申 請 書

地方自治法第 2 6 0 条の39第 3 項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

○ 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項

- ・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

- ・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

- ・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称

名 称

（別添書類）

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第 3 項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

様式 9

申請書様式（第十八条関係）

令和 年 月 日

川西市長あて

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の住所及び氏名

住 所

氏 名

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の住所及び氏名

住 所

氏 名

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続きが終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

（別添書類）

- ・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

規約作成例

規約本文	留意事項
〇〇自治会規約 第1章 総 則 (目的) 第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備 (3) 集会施設の維持管理 (4) スポーツ大会やレクリエーション等への参加 (5) 区域内住民相互の懇親会 (6) その他目的を達成するために必要な活動 (名称) 第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。 (区域) 第3条 本会の区域は、川西市〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで、〇〇番地及び〇〇番地の区域とする。 (事務所) 第4条 本会の事務所は、川西市〇〇町〇〇番〇〇号に置く。(「代表者の自宅に置く」とする場合もある。) 第2章 会 員 (会員) 第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。 (会費) 第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。 (入会) 第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会をしようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。 2 本会は、前項の入会申し込みがあったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。	章立ての設定の有無や形式については、特段の制約はありません 地縁による団体の権利能力の範囲を明確にする程度に、活動内容をできる限り具体的に定めてください。 他の法律で定められた名称を使用することを避ける(例：株式会社)必要はありますが、それ以上の制限はありません。 地縁による団体の区域が、他の者からみて明確にわかる表現をする必要があります。 事務所の所在地が、その地縁による団体の住所となります。 区域に住所を有する個人が全て地縁による団体の構成員となり得ることと当該地縁による団体は正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めてください。 また、入退会手続きを定めておくことが望ましいですが、希望者の意思を団体として確認できるものにとどめ、入退会に際し、いかなる意味においても制約を課するようなものとするとは認められません。 なお、認可を受ける地縁による団体の構成員は、当該区域に住所を有する個人に限られますので、区域外の個人や法人・組合等の団

(退会等) 第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとする。 (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなったとき (2) 本人から別に定める退会届が会長に提出されたとき 2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。 第3章 役員 (役員の種別) 第9条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 人 (3) 会計担当 人 (4) 書記担当 人 (5) 監事 2人 (役員の選任) 第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。 2 監事と会長、副会長、会計担当及び書記担当は、相互に兼ねることができない。 (役員の職務) 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。 3 会計担当は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。 4 書記担当は、会務を記録する。 5 監事は、次に掲げる業務を行う。 (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること (2) 本会の業務執行の状況を監査すること (3) 会計及び資産の状況または業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること (役員の任期) 第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。	体は構成員となることができません。ただし、準会員や賛助会員等の名称を付して規約に規定することを妨げるものではありません。(総会の議決権を持たせることはできません) この場合、規約に追加するとすれば、第5条に以下を追記することになります。 代表者の選出方法、任期及び権限並びに代表者に委任する事務がある場合はその事項を定めてください。 代表者は、必ず1名置いてください。 副会長による会長の事務の代行は、法律行為に及び得ないので、直ちに後任の会長を選出する必要があります。 監事は規約又は総会の決議で1名又は数名置くことができます。その際の職務は第11条第5項各号のとおりです。 なお、監事は、会務の執行を監査する役職上、会長、副会長その他の役員との兼務を避ける必要があります。 役員の任期は、法律上特に規定はありませんが、数ヶ月のような短い期間では事務執行の一貫性確保の上で問題があり、また、あまりに長期にわたるものも種々の弊害を生ずる可能性があります。
--	---

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。 第4章 総会 (総会の種別) 第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。 (総会の構成) 第14条 総会は、会員をもって構成する。 (総会の権能) 第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。 (総会の開催) 第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。 2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき (3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき (総会の招集) 第17条 総会は、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。 (総会の議長) 第18条 総会の議長は、会長がこれにあたる。 (総会の定足数) 第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。 (総会の議決) 第20条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (会員の表決権) 第21条 会員は、総会において各々1箇の表決権を有する。ただし、議事に関して利害	また、事務執行上支障がないよう第12条第3項の規定を置くことが望ましいものです。 通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法及び議決事項を定めてください。 地縁による団体の事務は、規約をもって役員会等に委任したものを除いて全て総会の決議をもって行うこととなっています。 通常総会については、毎年1回以上開催する必要があります。 臨時総会は、総構成員の5分の1以上（5分の1の定数は規約で増減することが可能）より会議の目的たる事項を示して請求があったときは開催する必要があります。 総会の招集は、少なくとも5日前にその会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法で行う必要があります。 表決権については、別段の定めを置いてもかまいません。（5.1（2）議決権を参照）
---	---

関係を有する会員は、その議事について表決権を有しない。 (総会の書面表決等) 第22条 止むを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は総務省令（地方自治法施行規則第22条の2）で定められた電磁的方法をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の場合において、第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。 (総会の議事録) 第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 会員の現在数及び出席者数（前条の規定による会員を含む） (3) 開催目的、審議事項及び議決事項 (4) 議事の経過概要及びその結果 (5) 議事録署名者の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名者2人以上が、署名をしなければならない。 第5章 役員会 (役員会の構成) 第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。 (役員会の権能) 第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 (役員会の招集等) 第26条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。 2 会長は、役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。 (役員会の議長) 第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。 (役員会の定足数等)	書面表決、電磁的方法による表決や委任行為については、別段の定めを置いてもかまいません。 別段の定めを置いてもかまいません。 監事は、会務の執行を監査する職務上、具体的な会務の執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当です。ただし、オブザーバーとして出席することはかまいません。 オブザーバー・・・発言権はあっても議決権のない人、又は傍聴人
---	--

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。 この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と、それぞれ読み替えるものとする。 第6章 資産及び会計 (資産の構成) 第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 別に定める財産目録記載の資産 (2) 会 費 (3) 活動に伴う収入 (4) 資産から生ずる果実 (5) その他の収入 (資産の管理) 第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。 (資産の処分) 第31条 本会の資産のうち前条第1号に掲げるものを処分し、または担保に供するときは、総会において総会員の3分の2以上の承認を得なければならない。 (経費の支弁) 第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。 (事業計画及び予算) 第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更するときも同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決を経ていないときは、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。 (事業報告及び決算) 第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。 (会計年度) 第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 第7章 規約の変更及び解散 (規約の変更)	資産の構成並びに取得、管理及び処分の方法を定めてください。 資産の構成は、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産を全て掲げることもできます。 事業計画・事業報告及び収支予算・決算は、地縁による団体にとって重要事項であることから、総会での議決（承認）が必要です。ただし、事業計画及び収支予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び収支決算の承認を年度終了後に行うためには通常総会を年2回行うことが必要となります。したがって、年度開始前に総会を開催し、事業計画及び収支予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決されるまでの間は、事業計画及び収支予算がないことになるので、第33条第2項のように定めておくことが実務上適当になります。
--	---

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の承認を得て、市長の認可を受けて変更することができる。 (解散) 第37条 本会は、総会において、総会員の4分の3以上の同意により解散する。 (残余財産の処分) 第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の承認を得て処分するものとする。 第8章 雑 則 (備付け帳簿及び書類) 第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。 (委任) 第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。 附 則 1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇〇年3月31日までとする。	規約の変更は、市長の認可を受けて、その効力が発生します。 4分の3の定数は、3分の2に変更することも可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、引き下げには慎重である必要があります。 解散の事由を定めることもできます。 「構成員名簿」と「財産目録」は必ず作成し、事務所に備え置く必要があります。
---	---

1. 開催日時 令和△△年 ○○月 ○○日 () 時～
2. 開催場所 ◇◇◇◇会館
3. 出席者数

総会員数		
出席会員数	会場出席者	
	委任状提出者	
	合計	

4. 議決案件

議案第 1 号 事業報告

議案第 2 号 決算報告

議案第 3 号 予算案

議案第 4 号 自治会会則変更

全議案、賛成多数により可決

5. 議事の経過及び発言要旨

(1) 開会

(2) 議長選出 ○○○○氏

(3) 議事録署名人の選出 ○○○○氏、○○○○氏

(4) 総会成立宣言

議長から、本日現在の会員総数は○○人で、出席者○○人、内委任状提出者○○人、合計○○人であり、その結果、会員総数の過半数の出席があったと認められ、○○○○自治会規約第○○条の規定に基づき、本総会が有効に成立したことの宣言

(5) 議事

議案第 1 号 事業報告について

提案説明 (○○副会長)

(内容)

質問 (○○氏)

回答 (○○副会長)

議決

第 1 号議案について議決を求めたところ、賛成多数のため可決された。

(以下、議案の数だけ続く)

(6) 閉会

この議事録は、事実と相違無いことを確認します。

年 月 日

議長 ○○○○

議事録署名人 ○○○○

議事録署名人 ○○○○

地縁による団体の名称

〇〇自治会

地縁による団体の事務所所在地

事務所の所在地が代表者住所の場合は代表者の住所を記入してください。

川西市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

令和 年 月 日

住 所

氏 名（記名の場合は押印必要）

川西市長様

代表者の職務執行の停止等の有無について

1. 裁判所による代表者の職務執行停止の有無 有・無

2. 裁判所による代表者の職務代行者の選任の有無 有・無

{	有の場合	職務代行者	氏名	〇〇〇〇	}
			住所	〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	

3. 代理人の有無 有・無

{	有の場合	代理人	氏名	〇〇〇〇	}
			住所	〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	

以上のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

〇〇自治会
会長
副会長
副会長

【参考】

- 1 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに裁判所による代表者の職務代行者の選任は、民事保全法に基づき行われるものです。
- 2 代理人は、地方自治法第 260 条の 8 の代理人及び第 260 条の 10 の特別代理人の両方を含みます。